

1. 本校の教育目標

学校教育目標

「夢や希望をもち, たくましく生きる力をもつ生徒の育成」

スローガン

「負けるな, つとめよ, 支え合え」

「負けるな」 = 自分の弱さに負けない。不正に負けない。失敗や挫折から立ち上がる折れない心。

「つとめよ」 = 自分のすべきことをしっかりとやり抜き, 義務と責任を果たす。努力し続ける。

「支え合え」 = 周りの人と支え合い, よき仲間をつくる。

2. 生徒心得

箕面市立第五中学校のスローガン「負けるな, つとめよ, 支え合え」の趣旨を理解し, 学校生活を充実させ, みんなが楽しく支え合いはげましあって, 一日一日を丁寧に生活していくために, 以下の心得を守り中学生として又家庭・社会の一員として誇りある生活をしよう。

〔一般的心得〕

1. 登下校について

- ① 午前8時30分までに登校しよう。
- ② 下校時刻は以下のようになります。
 - ア. 一般的の生徒は午後4時下校しよう。
 - イ. 部活動・生徒会・各種委員会・行事などの完全下校の時刻は年間を通して午後5時になります。
 - ③ 登下校の時は, 交通ルールを正しく守り, 事故にあわないようにしよう。又, 自転車による登下校は認めません。
 - ④ 登校したら, 校外に出ないようにしよう。

2. 礼儀について

- ① 友人や先生, 来客等と出会ったら, 気持ちよく, はっきりと挨拶をしよう。
- ② 言葉づかいに注意し, 礼儀正しく行動し, どんな人にもやさしく思いやりをもって接するようにしよう。
- ③ 職員室には, 必要のある時以外は出入りしないようにしよう。出入りする時は, 「失礼します」「失礼しました」と挨拶をしよう。

3. 所持品について

- ① 学習や学校生活に関係のないものは, 持参しないようにしよう。
- ② 不必要なお金や貴重品は持参しないようにしよう。お金や貴重品をもってきた時は必ず先生に預けよう。
- ③ 自分の持ち物には, すべてはっきりと学年・組・名前を記入しよう。
- ④ 校内で持ちものを紛失したり, 拾得した時は, 直ちに先生に届け出よう。

4. 欠席・遅刻・早退・忌引について

- ① 欠席・遅刻・早退する時は, tomo Links や電話で, 8時20分までに保護者から学校に連絡してもらうようにしよう。
- ② 忌引きは, 父母は10日, 祖父母兄弟姉妹は5日, 伯叔父母は3日, その他の親族は1日です。なお遠隔地の場合は, これに要した日数を加算できます。(必ず, 事前に学校に連絡しよう。)

5. 清掃・整備について

- ① 私たちの生活する教室や校舎等公共物をいつも美しく気持ちよく生活できるようにしよう。
そのために「汚さない」「こわさない」「いたずらしない」ようにしよう。
- ② 掃除は、短時間で早くていねいに、みんなで力をあわせてきれいにしよう。
- ③ 公共物を壊したり、汚した時は、先生に届け出、各自の責任で後始末をしよう。修理や交換に必要な費用は原則各家庭の負担となります。
- ④ 休日には無断で校内・教室に入らないようにしよう。使用する時は、事前に先生に届けて許可をもらい、先生と一緒に使用するようにしよう。

〔校内生活〕

1. 朝学習・連絡・終礼について

- ① 毎朝 8:30~8:40までの10分間は教室で朝学習をします。(読書をする場合もあります。)
- ② 8:40~8:45までの5分間で連絡を行います。連絡事項など短時間で運営するようにしよう。
- ③ 終礼は、一日の生活の反省を行い問題があれば話しあって解決するようにしよう。
また、宿題や提出物・持参する物等を正しく連絡しよう。

2. 授業・学習・考查について

- ① 授業は50分間を原則とし、授業開始のチャイムが鳴る前に各自の席につき、学習の準備をして静かに待つようにしよう。
- ② 授業中は先生の話をしっかりと聞き、よく理解するように努力しよう。
- ③ 授業中は、気持ちよく勉強できるようにお互いが注意し、まわりの人の迷惑になるようなことをしないようにしよう。
- ④ 宿題や提出物は、期限までに提出するようにしよう。
- ⑤ 家庭では毎日、計画的に復習をするようにしよう。
- ⑥ 職員室に入らないようにし、用事のある時は、入口で先生の名前を呼ぶようにしよう。
- ⑦ テストの時は、出席番号順に座り、「テストの受け方」のルールを守ろう。

3. その他の校内生活について

- ① 業間の10分は次の授業の準備をして待つようにしよう。
- ② 必要に応じて、エアコンの操作ができます。ただし、教室にいる人の許可をもらう。設定温度については、以下の温度を推奨する。
【冷房】26°C 【暖房】22°C
- ③ 教室や廊下でふざけて怪我や事故にならないようにしよう。
- ④ 非常の時以外はベランダに出ないようにしよう。

〔校外生活〕

- ① 校外においては、他人の迷惑になることは、厳につつしみ、不良行為に誘われたり、事故を起こさないようにしよう。
- ② 外出する時は、行先・用件・帰宅時刻・友人名等を保護者に知らせてから行くようにしよう。
- ③ 夜間の外出はしないようにしよう。
- ④ 「学生割引」は片道100km以上に旅行する時発行します。用紙に必要事項を記入した上申し込むようにしよう。

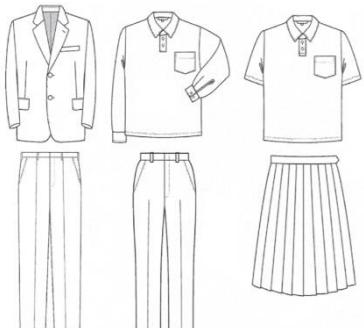
- ⑤ 危険な遊びをしないようにしよう。また未成年者が入ってはならないところへは出入りしないようにしよう。
- ⑥ アルバイトは原則禁止です。

〔服装心得と推奨品〕

1. 服装心得

- ① 五中生としての誇りをもち、T P Oに応じた服装を着用しよう。
- ② その日の気温や体調、学習内容に応じて服装を選択しよう。
 - ア) 推奨品を着用してもよい。
 - イ) 私服の着用も認める。私服については、華美・高価にならないようにしよう。
 - ウ) 旧標準服（つめ襟学生服・セーラー服）や体操服を着用してもよい。
 - エ) 入学式・卒業式などの公式な場はフォーマルな服装で登校するようにしよう。フォーマルな服装とは推奨品を参考に判断しよう。

2. 推奨品について



3. 靴・鞄・髪とその他の身だしなみについて

- ① 靴（くつ）
 - ア) 通学用靴は、運動靴（色等自由）とする。
 - イ) 雨天時は、レインシューズをはいてもよい。
 - ウ) 体育館では学校指定の体育館用シューズをはく。
 - エ) 校内（校舎内）ではバレーシューズタイプの上靴をはく。
- ② 鞄（かばん）は色、形とも自由です。
- ③ 髪（かみ）型の指定はありません。男女とも清潔でさっぱりとした髪にしよう。
- ④ ハンカチ・チリ紙等は、毎日持参し清潔なものを使うようにしよう。

〔体操服〕

体操服は運動のしやすさと安全を考えて、すべて学校で指定したものを着用する。男女とも全学年同じものを着用しよう。

〔長期休業中の心得〕

春休み・夏休み・冬休みの長期休業中は、健康と安全に注意し有意義な生活をするように努力しよう。毎日の生活について、しっかり計画を立てその計画を実現させるように努力しよう。

- ① 自主的・自律的な生活をしよう。
 - ア) 家事手伝いやボランティア活動を積極的にしよう。
 - イ) 生活を規則正しくし、何事も計画的に実行するようにしよう。
 - ウ) 宿題や予習・復習は計画を立て実行するようにしよう。
 - ② 長期休業中の生活については、「校外生活」の諸注意を正しく守るようにしよう。
 - ア) 学期中に治療勧告をうけた人は、休業中に治療しよう。
 - イ) 休業中にも事故や家族に不幸があった時は、学校に連絡しよう。
- 学校 072-728-7602 F a x 072-728-1491

〔部活動の心得〕

活動時間

- ① 早朝活動（練習）は7時30分からとする。ただし、必ず顧問の指導が必要です。
- ② ア) 年間を通して、午後5時に完全下校をしよう。
 - イ) 部活動の延長は顧問がついていて、保護者の許可を得た場合のみ認められます。
- ③ 定期考查の初日の日（1週間前）からテスト終了の日の朝まで部活動は原則として停止します。
学力考查の前日は停止します。

自転車の使用

土、日曜日及び祝日等に校外で活動がある時のみ、顧問の指示があれば自転車で登校してもよい。
必ずヘルメットを着用しよう。

校舎・施設の使用

- ① ミーティング等で教室などを使用する時は、事前に担当の先生の許可を得るようにしよう。使用後は清掃・戸閉りを必ずしよう。
- ② 土、日曜・祝日・長期休業中の昼食は指定された場所でとり、後始末も責任をもってしよう。

グラウンドの使用

- ① グラウンドの使用はグラウンド使用の部顧問で話し合って使用時間練習方法などを決めます。
- ② グラウンドがコンディションが悪い場合は、使用禁止になることもあります。
- ③ 活動後は、用具及びその使用場所の清掃と後始末をきちんとしよう。

体育館の使用

- ① フロアでは体育館シューズを用いること。フロア外へ出る時は必ず靴をはきかえるようにしよう。
- ② 体育館内の飲食は禁止します。
- ③ 体育館の最終使用の部は、清掃・戸締り・消灯を必ず行うようにしよう。
- ④ 用具室等へは許可なく立入らないようにしよう。
- ⑤ 練習用具等は後片付けをきちんとし、もと置いてあった場所にもどしておくようにしよう。

部室の使用

- ① 部室は更衣や用具保管に使用します。
- ② 更衣の時、貴重品は部室に置かず、必ず集めて顧問に預けるようにし、顧問のいない時は、他の先生に預けるようにしよう。

- ③ 部室はたえず清掃をするようにしよう。
- ④ 部室での飲食は禁止します。
- ⑤ 部室への出入りは部活動の時だけにしよう。

その他

- ① 指導の先生がいない場合は、活動しないようにしよう。
- ② 部活動時の服装は華美にならないようにしよう。
- ③ 昼食の購入を必要とする者は、朝の登校時に購入しておき、校外に買いに出ないようにしよう。

4. 生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は箕面市立第五中学校生徒会と称する。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は私達の学校生活において、自ら考え、責任を持って行動し、学校生活の改善と向上をはかることにつとめる。

第3条 本会は前条にある目的を達成するために次のことを行う。

- 1. 校風の維持・校風の高揚
- 2. 会員の福祉についての行事の計画と実施
- 3. 文化・体育活動の奨励
- 4. 奉仕活動・募金活動
- 5. その他

第3章 会 員

第4条 本会の会員は本校に在学する生徒で組織する。

第4章 本部役員

第5条 会長1名、副会長1名、書記2名、運営委員2名で構成する。

第6条 本部役員は全会員の投票により選出される。

第7条 本部役員の任期は1年とする。

第8条 会長は生徒会の代表であり、その運営の中心となる。

第9条 副会長は会長を助け、会長に支障のある時は、その代理をつとめる。

第10条 書記は次の事項を行う。

- 1. 生徒議会、生徒総会の議案、議決事項及び生徒会活動に関する事項の記録発表
- 2. 役員、委員、部員の名簿作成
- 3. 生徒会文章の整理保管

第11条 運営委員は会長・副会長を助け、生徒会活動が円滑に行われるようつとめる。

第12条 本部役員と学級委員との兼任は認められない。

第13条 本部役員は、生徒総会や生徒議会にもとづき、具体的な計画や提案をおこなう。

第5章 各種委員会

第14条 生徒会活動の目的を達成するために次の委員会をおき、主に次の仕事をします。

- 1 学級委員（男女各1名、任期は半期）…学年、学級をまとめるための取り組み
 - ・授業の始めと終わりのあいさつの号令
 - ・朝礼、行事、学級会の時などの点呼、司会
 - ・学年行事の企画、運営など
 - ・学校行事の連絡
 - ・生徒議会への参加
- 2 生活委員会（任期は半期）…学校生活を過ごしやすくするための課題への取り組み
 - ・朝の挨拶運動
 - ・遅刻の実態調査
 - ・校則を守るための、ポスター作りなど
- 3 文化委員会（任期は1年間）…文化祭等文化的行事に関すること
 - ・文化祭の企画、運営
 - ・卒業式に向けての花文字作りなど
- 4 体育委員会（男女各1名、任期は半期）…体育祭等体育的行事に関すること
 - ・体育の授業の連絡指示
 - ・体育祭の企画、運営（学年種目の検討）
 - ・球技大会の企画、運営
- 5 保健委員会（男女各1名、任期は半期）…保健関係の仕事
 - ・毎朝の健康チェック
 - ・五中生の健康を守るための取り組み
 - ・体育祭などの救護
- 6 整美委員会（男女各1名、任期は半期）…整美関係の仕事
 - ・清掃用具の点検、管理、修理
 - ・大掃除の用具の準備
 - ・教室のクリーナーの点検、管理
 - ・教室のカーテンの点検、管理、修理
- 7 図書委員会（任期は半期）…図書関係の仕事
 - ・カウンター業務
 - ・図書の紹介
 - ・「図書委員会だより」の発行
- 8 給食委員会（任期は半期）…給食関係の仕事
 - ・準備や後片づけがスムーズに進むよう中心となり行動する
 - ・課題への取り組み

第15条 各委員会は生徒議会の決定にもとづき、具体的な計画をたて実行していく中心となる。

第 16 条 各委員会の委員長・副委員長は、委員の互選によって決める。任期は半年（半期）とし、委員長は生徒議会に出席する。

第 6 章 生徒会部会

第 17 条 生徒会の目的を達成するため次の部会をもうける。部会は必要に応じて開く。

1. 文化部会（文化部相互の連絡協調をはかるとともに会員の教養を高めるための文化活動を行う。）
2. 運動部会（運動部相互の連絡協調をはかるとともに会員の心身の向上をはかるための体育競技活動を行う。）

第 18 条 各部で部長・副部長を選び、部長は、各部を代表して部長会議に出席する。

第 19 条 生徒議会の決定を受けて、部活動に関することなどについて話し合ったり、提案したりする。

第 7 章 学級会

第 20 条 各学級は、学校生徒会の目的達成のための活動の母体として学級会をつくり学級委員（男女各 1 名）、及び各種委員を選出する。

第 21 条 学級委員は生徒議会、委員は各委員会に出席する。

第 8 章 生徒議会

第 22 条 本会は各学級委員（男女各 1 名）と各種委員会の委員長、本部役員で構成する。

第 23 条 本会の役割は次の通りである。

1. 各学級会、各委員会、各部会からの要求や希望、課題について話しあう。
2. 本部役員の提案について、討議し決定する。
3. 月 1 回を定例とする。

第 24 条 議決は出席議員の過半数の賛成を必要とする。ただし、本部役員は評決に参加しない。

第 25 条 緊急を要する議題で会長が必要と認めた時、及び 5 名以上の議員によって要求が出された時は、会長が臨時議会を招集する。

第 26 条 会長は、本会の司会にあたり、会長が欠席の場合は副会長が任務を代行する。

第 9 章 生徒総会

第 27 条 生徒総会は生徒会の最高議決機関である。年 1 回を定例とする。生徒議会が必要と認めた場合、会長が招集する。

第 28 条 総会は全会員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、議決には出席者の過半数の賛成を要する。

第 10 章 顧問

第 29 条 生徒会顧問の先生は生徒会の活動について助言指導を行う。各会合には原則として顧問の先生の出席を必要とする。

第 11 章 最終決定権

第 30 条 生徒会のすべての活動、行事についての決定は職員会議の承認を必要とする。

第 12 章 改正

第 31 条 会則の改正は、生徒議会で 3 分の 2 以上の賛成で可決された後生徒総会で過半数の賛成を得られた場合決定されます。

第13章 補 則

第32条 会則の適切な運営、及びその目的達成のための細則、選挙規定は別に定める。

第33条 会員は議会、各委員会、各部会の会議に自由に傍聴、及び発言できる。ただし、議決に参加することはできない。

第34条 本会則は、昭和61（1986）年6月1日より実施される。

H8（1996）年・第7条、第16条改正

H15（2003）年・第14条改正

平成25年（2013年）2学期からの給食実施にともなって、給食委員会を設置しています。

以上

5. 生徒会選挙規則

1. 選挙管理委員会

イ. 選挙管理委員会は各学級から、2名選出された選挙管理委員（任期選挙期間中）によって構成されます。選挙管理委員は次期生徒会役員への立候補や選挙運動をすることができません。

ロ. 選挙管理委員会は立候補者の受付、意見発表、応援演説会、投票日など生徒会役員選挙についての計画、準備を行います。

ハ. 選挙管理委員会では、必要に応じて次の係を決めます。（委員の互選による）

選挙管理委員長、副委員長

立会演説会などの司会者

選挙公報などの発行

投票用紙の作成、投票箱の作成など

二. 選挙管理委員会は開票結果を公表し、それに基づいて生徒会役員が決定します。

2. 生徒会役員立候補について

イ. 会員であれば、学年、性別を問わず自由に立候補することができます。

ロ. 立候補者は強制による投票の依頼、その他の不正な選挙運動をしてはいけません。

3. 選挙日程

（下記の日程を原則とする）

イ. 立候補者受付け

投票日の2週間前からとする。

ロ. 告示

立候補者受付けの前日とする。

ハ. 立候補者の運動期間

・投票日前の3日間とする。

・投票日は認めない。

6. 図書館の利用について

1. 一般生徒の開館日時は次のとおりです。

月～金 8:45～16:30

2. 生徒の館内閲覧、館外貸出し、及びその返却は前項の開館時間に行われます。

閉館中の返却は、図書館前にある返却BOXへ入れて下さい。

3. 入館者は館内では静かにして、図書・備品を大切に扱い、他の人の迷惑にならないようにして下さい。

4. 館内で閲覧した図書は必ず元の位置にかえして下さい。

5. 館外貸出しの手続きは次のとおりです。

- ① 借りたい本を見つけたら、本をカウンターに出して学年・クラス・名前を言って下さい。
- ② 返却のさいは、本をカウンターに出し、返却手続きをして下さい。
- ③ 館外貸出しの期間は2週間です。

6. 読みたい本が見つからない場合は、リクエストカードに必要事項を記入して、リクエストBOXへ入れるか、又は司書に相談して下さい。

7. 借りた本を破損・紛失した場合や、長期未返却の場合は弁償してもらうことがあります。

7. 保健室の利用について

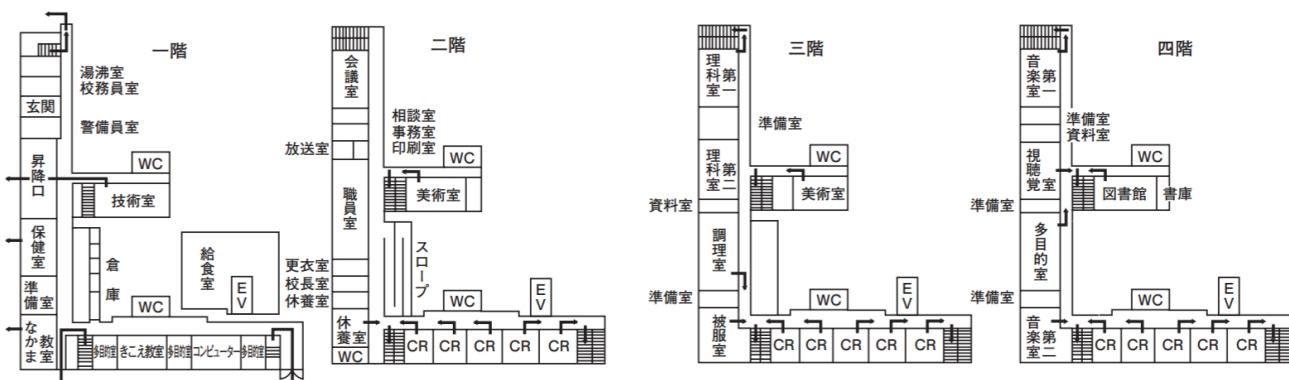
〈保健室の役割〉

1. けが・病気の時の応急処置の場です。
2. 健康や悩みごとの相談の場です。
3. 保健・健康に関する資料提供の場です。
4. 保健委員会活動の場です。
5. 健康診断の場です。
6. 誰もが安心して利用できるよう、利用するすべての人が気をつけあってください。

〈利用時の注意〉

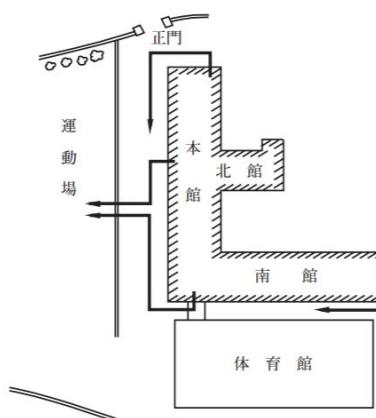
1. 器具や器械は先生の許可を得てから大切に使うこと。
2. 授業中、保健室に行くときは授業担当の先生の了解を得ること。

8. 教室配置と避難経路図



〔避難上の注意〕

- ・ 教室の火の元を確認する。
- ・ 煙が発生している時はハンカチ等で口をおおう。
- ・ 廊下では
「押さない」
「走らない」
「しゃべらない」
- ・ 一度脱出したら忘れ物など取りに帰らない



9. 大雨・暴風などの場合の

生徒の登校について

生徒の安全を確保するため、大雨・暴風などの場合生徒の登校について、次のような処置を取りますのでご協力をお願いします。

- ※ 大雨警報（ただし「大雨警報（土砂災害）」を除く）、暴風警報、大雨特別警報、暴風特別警報のどれかが「大阪府」・「北大阪」、または「箕面市」に午前7時現在発令のときは、登校を見合わせる。
- ※ 午前7時～登校時刻（家を出る前）に警報が出た場合、登校を見合わせる。
- ※ 午前9時までに解除のときは登校する。

気象注意報・警報の細分区域

1. 「大阪府」・「北大阪」・「箕面市」で発令された場合に適用します。
2. 「大阪府南部」は箕面市に該当しません。

10. 朝の学習・読書

五中では、全学年が毎朝8時30分から10分間「朝学習」に取り組んでいます。学年によっては時期を決めて読書をする場合もあります。